

岩手県告示第127号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年1月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社奥友板金工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上組町12番31号
 - ウ 代表者の氏名 奥友亮佑
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第1302号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月30日付けで建築工事業及び屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年1月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 マルエー塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市寺里第31地割109番地3
 - ウ 代表者の氏名 小坂栄一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第10123号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月30日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年2月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊池建築
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野19地割291番地27
 - ウ 代表者の氏名 菊池貞治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第50101号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年2月3日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年1月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東北建工企業有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字有南田87番地7
 - ウ 代表者の氏名 富田守
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第70063号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月30日付けで土木工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。